

秦野市観光協会 PR キャラクター「丹沢はだの三兄弟」着ぐるみ取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、秦野市観光協会 PR キャラクター「丹沢はだの三兄弟」を利用し、秦野市の観光広報活動を展開することにより、市民意識の高揚、観光振興を図るため、着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 貸し出しの対象は、着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用者」という。）で、その利用目的が次の各号に該当しない者とする。

- (1) 秦野市及び秦野市観光協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しない恐れがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、秦野市観光協会が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(貸出方法)

第 3 条 貸し出しは次の方法で行うものとする。

- (1) 使用者は着ぐるみ借用書をあらかじめ提出し、承諾を得ることとする。
- (2) 使用者は、原則として秦野市観光協会事務局に来局し、着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。
- (3) 貸し出しに伴う搬入出は使用者が行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者は、着ぐるみの使用について、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に付した条件に従って使用すること。

(料金)

第5条 貸し出し料金は原則無料とする。ただし、使用するイベントが収益事業である場合は、維持管理費として一体あたり一日5,000円(税込)を徴収するものとする。秦野市観光協会会員から有料で徴収する場合は、一体あたり一日2,000円(税込)とする。

(損害賠償)

第6条 使用者の不注意により着ぐるみを破損した場合は、使用者が修繕費用等を負担するものとする。

(責任の制限)

第7条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、秦野市観光協会は一切その責を負わない。

(その他)

第8条 使用者は次の各号に留意するものとする。

- (1) 使用者は、着ぐるみを営利目的に使用し、営業活動を行ってはならない。

(着ぐるみの写真集やカレンダーの販売など)

(2) 使用者は、第三者に転貸してはならない。

(3) 使用者は、着ぐるみ着用に関しては、別紙の取扱説明書に従って、丁寧に扱わなければならない。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。